

○環境省令第二十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

環境大臣 石原 宏高

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官) 第三条 (略) 2 (略) 6 環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（以下「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下「非営利環境保全活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。 二 (略) 7・8 (略) (環境金融推進室)	(企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官) 第三条 (略) 2 (略) 6 環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（以下この項において「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下この項において「非営利環境保全活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。 二 (略) 7・8 (略) (市場メカニズム室)
第四条 環境経済課に、環境金融推進室を置く。 2 環境金融推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に関するもの（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。）のうち金融に関する施策に係るものに限る。）。	第四条 環境経済課に、市場メカニズム室を置く。 2 市場メカニズム室は、環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に限る。）をつかさどる。

一 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に関するもの（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。）のうち金融に関する施策に係るものに限る。）。

3 環境金融推進室に、室長を置く。

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室）

第七条 （略）

2 ～ 8 （略）

9 熱中症対策室に、室長を置く。

（特別国際交渉官）

第九条 （略）

2 特別国際交渉官は、命を受けて、地球環境保全について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球環境保全に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第十条 （略）

2 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさど

3 市場メカニズム室に、室長を置く。

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室）

第七条 （略）

2 ～ 8 （略）

9 熱中症対策室に室長を置く。

（特別国際交渉官）

第九条 （略）

2 特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項、次条第二項第一号及び第二号並びに第十二条第二項において同じ。）の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第十条 （略）

2 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさど

る。

一 地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号及び第十二条第二項において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）。

二 （略）

三 我が国における温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3 5 （略）

（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第十一条 （略）

2・3 （略）

4 脱炭素ビジネス推進室は、地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務（環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関するもの（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十一条に定めるところにより行うものに限る。））並びに温室効果ガス算定排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律第

る。

一 地球温暖化の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）。

二 （略）

三 我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3 5 （略）

（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第十一条 （略）

2・3 （略）

4 脱炭素ビジネス推進室は、地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務をつかさどる。

二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量をい
う。)の算定、報告及び公表に関するものを除く。)を
つかさどる。
5 ～ 8 (略)

(気候変動国際協力室)

第十二条 国際地球温暖化対策推進課に、気候変動国際協
力室を置く。

2 気候変動国際協力室は、地球温暖化の防止に関する他
国又は国際機関との交渉及び当該交渉に係る国際協力に
関する事務をつかさどる。

3 気候変動国際協力室に、室長を置く。

(海域環境管理室)

第十五条 海洋環境課に、海域環境管理室を置く。

2 ・ 3 (略)

(削る)

(生物多様性戦略推進室及び生物多様性ビジネス推進室
)

第十九条 自然環境計画課に、生物多様性戦略推進室及び
生物多様性ビジネス推進室を置く。

2 生物多様性戦略推進室は、生物の多様性の確保に関す
る基本的な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務
(野生生物課及び生物多様性ビジネス推進室の所掌に属

5 ～ 8 (略)

(気候変動国際交渉室)

第十二条 国際連携課に、気候変動国際交渉室を置く。

2 気候変動国際交渉室は、地球温暖化の防止に関する他
国又は国際機関との交渉に関する事務をつかさどる。

3 気候変動国際交渉室に、室長を置く。

(海域環境管理室及び企画官)

第十五条 海洋環境課に、海域環境管理室及び企画官を置
く。

2 ・ 3 (略)

4 企画官は、命を受けて、海洋環境課の所掌事務に関す
る特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行
う。

(生物多様性戦略推進室)

第十九条 自然環境計画課に、生物多様性戦略推進室を置
く。

2 生物多様性戦略推進室は、生物の多様性の確保に関す
る基本的な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務
(野生生物課の所掌に属するものを除く。)をつかさど

この省令は、令和八年八月一日から施行する。

附 則

3 循環型社会推進室に、室長を置く。 2 (略) 第二十二条 (略) (循環型社会推進室及び企画官) 5 生物多様性ビジネス推進室に、室長を置く。 調整に関する事務をつかさどる。 4 生物多様性ビジネス推進室は、生物の多様性の確保に資する経済への移行に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 3 (略) するものを除く。)をつかさどる。	3 循環型社会推進室に、室長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。 2 (略) 第二十二条 (略) (循環型社会推進室及び企画官) 3 (新設) (新設) 3 (略) (新設) る。
--	---